

国保・高齢者医療だより

交通事故等に遭ったら必ず届出をしましょう！！

交通事故など、第三者（他人）行為によって傷病等を受けた場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けた場合、被害者の医療費を一時的に立替え、あとで加害者へ費用を請求します。保険証で治療等を受ける場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課国保年金係へ提出して下さい。

※自損事故の場合も、届け出が必要です。

▶ 事故に遭ったら

①すぐに警察へ届けてください。

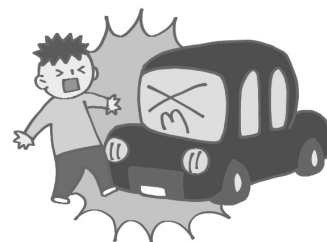
（けが等があったら人身事故として処理をしてもらってください）

②事故の状況を確認し、相手方の氏名・住所・連絡先だけではなく、

自賠責保険等の会社名や番号に関する情報についても確認してください。

☆また、加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると

保険証が使用できなくなります。示談の前に必ず国保年金係へご相談ください。



次の場合は国民健康保険が使えません。

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

▶ 問合せ 町民課国保年金係 ☎② 2 1 1 3

全国人権作文コンテスト

千葉県大会優秀賞

神崎中二年 椿 大和くん

法務省と全国人権擁護委員連合会では、全国中学生人権作文コンテストを開催しています。

神崎中学校では毎年、二年生の生徒が「人権」について日常生活の中での体験に基づき、それぞれの思いを表現し、応募をしています。

今年度の千葉県地方法務局香取支局・香取人権擁護委員協議会の審査会（香取市・神崎町・東庄町の参加校九校四八八点）においての神崎町の入賞者と作品名は次のとおりとなっています。

最優秀賞 椿大和くん……共生を考える

優秀賞 太田航輔くん……「共生」への第一歩

優良賞 寺田美結さん……戦争と差別

最優秀賞を受賞した椿大和くんの作品は千葉県大会において優秀賞を受賞しましたので次ページに全文掲載いたします。

